

条 例

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五十四号

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この条例は」の下に「、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により国土交通大臣が定める河川整備基本方針に基づく知事の管理する河川及び当該河川が接続する河川の整備が完了するまでの間において」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。